

都市計画税の用途について(令和8年度当初予算分)

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、令和8年度の当初予算における都市計画税の用途は、次のとおりです。

[歳入] 都市計画税の収入額 136,211 千円

[歳出] 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 292,759 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
街路事業	70,422	0	0	47,700	1,012	12,117	9,593
下水道事業	222,337	0	0	0	0	124,094	98,243
合計	292,759	0	0	47,700	1,012	136,211	107,836

※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。